

令和8年度水俣市企画旅行等誘致推進助成金交付要領

水俣市の観光振興や経済発展に効果が見込まれる企画旅行等の誘致を推進するため、水俣市への企画旅行等を実施する旅行業者やコンベンション等を実施した旅行業者等に対して、助成金を交付します。

1 助成対象者

- (1) 水俣市に存する宿泊施設への宿泊者が10人以上であり、かつ、水俣市の観光消費につながる宿泊施設以外の観光施設、イベント、飲食店等の利用が1つ以上含まれ、水俣市のPRに寄与すると認められる企画旅行を実施する旅行業者。
- (2) 水俣市に存する宿泊施設への宿泊者が50人以上であり、かつ、水俣市の観光消費につながる宿泊施設以外の観光施設、イベント、飲食店等の利用が1つ以上含まれ、水俣市のPRに寄与すると認められる合宿、コンベンション等を実施する者。

▼次に掲げる企画旅行等は、助成の対象となりません。

- ①政治的活動を目的とするもの
- ②宗教的活動を目的とするもの
- ③修学旅行、スポーツ大会・スポーツ合宿^{※1}
- ④国又は地方公共団体が主催するもの
- ⑤本助成金以外に助成等を受けて実施するもの
- ⑥その他市長が適当でないと認めるもの

※1 スポーツイベント・スポーツ合宿については、「水俣市スポーツイベント等誘致推進助成金」が利用できます。

2 助成金額及び助成限度額

区分	助成金額	限度額
企画旅行	宿泊者数に2,000円を乗じて得た額	100,000円
コンベンション等	宿泊者数に1,000円を乗じて得た額	100,000円

3 助成対象期間

助成金の交付決定通知^{※2}以降から令和9年2月28日(日)^{※3}催行分まで。
ただし、年末年始を除く。

- ※2 予算の範囲内で採択された事業者等に交付決定通知書（様式第2号）で通知します。
- ※3 令和9年2月28日（日）までに企画旅行等に係るすべて（経費の支払いを含む）について完了する必要があります。
（対象期間までに完了が確認できない場合は、助成対象として認められません。）

4 申請手続きについて

(1) 募集期間

令和8年6月18日（木）～令和9年1月29日（金）午後5時必着

(2) 申請方法

メール、郵送又は持参での提出

<提出先>

〒867-8555 水俣市陣内1丁目1番1号

水俣市役所 経済観光戦略課 観光交流推進係

メール shoko@city.minamata.lg.jp

(3) 提出書類（①～⑤すべて）

①水俣市企画旅行等誘致推進助成金交付申請書（様式第1号）

②企画旅行等の内容がわかる書類

③宿泊及び観光施設等の利用予定が確認できる書類

④販売促進・募集方法の実施予定が確認できる書類

⑤団体等の実態がわかる書類

（例：法人登記簿謄本の写し、団体PRパンフレット及びホームページの写し等）

5 交付決定について

提出いただいた申請書等をもとに、書類審査のうえ助成金の交付決定を行い、「交付決定通知書（様式第2号）」で通知します。

6 企画旅行等の変更等について

交付決定後に企画旅行等の内容を変更する場合や予定の期間に企画旅行等が完了しないと見込まれる場合又は企画旅行等を中止する場合は、速やかに以下の書類を提出してください。

<提出書類>

①水俣市企画旅行等誘致推進助成金変更・中止承認申請書（様式第3号）

②企画旅行等の変更・中止の内容がわかる書類

7 実績報告、助成金の支払いについて

(1) 実績報告の提出期限

企画旅行等が完了したときは、完了から30日以内又は令和9年3月15日(月)までのいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要です。

期限内に書類の提出がない場合は、助成金の交付ができませんので御注意ください。

(2) 実績報告時の提出書類(①～④すべて)

企画旅行等が完了したら次の①～④の書類をメール、郵送又は持参により提出してください。

- ①水俣市企画旅行等誘致推進助成金実績報告書(様式第5号)
- ②水俣市企画旅行等誘致推進助成金宿泊実績証明書(様式第6号)
- ③水俣市企画旅行等誘致推進助成金観光施設等利用実績証明書(様式第7号)
- ④販売促進・募集方法の実績が確認できる書類

(3) 実績報告関係書類の提出先

4(2)に記載のとおり

(4) 実績報告後の助成金支払いについて

実績報告書の審査の結果、適正な内容であることが確認できたら「助成金交付確定通知書(様式第8号)」で通知するので、速やかに「助成金交付請求書(様式第9号)」を提出ください。請求書受理後に支払いの手続きを行います。

8 その他

この助成金は、「水俣市補助金等交付規則」に基づき交付されます。

不正又は虚偽による助成金の受給や、報告書等への虚偽の記載などがあった場合は事業採択の取消しを行います。

本助成金に関する関連書類の提出先及び問合せ先

〒867-8555 水俣市陣内1丁目1番1号

水俣市役所 経済観光戦略課 観光交流推進係

☎0966(61)1629

メール shoko@city.minamata.lg.jp